

第二十六回国会 参議院建設委員会會議録 第二十七号

昭和三十三年四月二十三日(火曜日)午前十時十九分開会

委員の異動

四月十九日委員北勝太郎君辞任につき、その補欠として杉山昌作君を議長において指名した。

四月二十日委員坂本昭君及び杉山昌作君辞任につき、その補欠として藤原道子君及び北勝太郎君を議長において指名した。

本日委員藤原道子君辞任につき、その補欠として木下友敬君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 中山 福蔵君

理事 石井 桂君

岩沢 忠恭君

西田 信一君

田中 一君

井上 清一君

齋藤 昇君

武藤 常介君

内村 清次君

大河原 次君

北勝太郎君

村上 義一君

國務大臣 南條 徳男君

建設大臣 植田 俊雄君

政府委員 経済企画庁 開発部長 植田 俊雄君

建設大臣官 房会計課長 關盛 吉雄君

建設省計画局長 町田 稔君  
建設省道路局長 富樫 凱一君  
事務局側 常任委員 武井 篤君  
会専門員 勝彦君

説明員 建設省地理 調査所長 武藤 勝彦君

本日の会議に付した案件  
○日本道路公団法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)  
○駐車場法案(内閣送付、予備審査)  
○国土調査法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中山福蔵君) ただいまから委員会を開会いたします。

委員変更の件を御報告申し上げます。四月十九日北勝太郎君が辞任され、補欠として杉山昌作君が指名され、四月二十日坂本昭君、杉山昌作君が辞任され、補欠として藤原道子君、北勝太郎君がそれぞれ指名されました。

○委員長(中山福蔵君) 日本道路公団法の一部を改正する法律案及び駐車場法案を一括議題とし、両案の提案理由の説明を政府から聴取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり  
○委員長(中山福蔵君) 御異議ないと認めます。

それでは建設大臣から説明をお願いいたします。  
○國務大臣(南條徳男君) ただいま議題になりました日本道路公団法の一部

を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

日本道路公団は、御承知の通り、有料道路の建設管理を総合的かつ効率的に行うこと等を目的として、昨年四月設立されたのでありますが、以来同公団は、事業の推進をはかり、道路整備の促進に寄与して参つていゝのであります。日本道路公団は、高速自動車国道法及び道路整備特別措置法の一部を改正する法律に基きまして、有料の高速自動車国道の建設管理の任に当ることとなつていゝのであります。高速自動車国道の効用を確保いたしますためには、休憩所、給油所等の付帯施設を整備することが必要でありますので、同公団がこれらの施設の建設管理を行うことができることといたしたいと存じます。また、高架構造の有料道路の利用の合理化をはかるため、道路の建設と一体として設けることが適当であると認められる事務所、倉庫等を同公団が建設管理することができるようになることが適当と考へます。これらの点に關しまして、所要の改正を加えることといたした次第であります。

まず第一に、高速自動車国道の円滑な交通を確保するために必要な休憩所、給油所その他の施設で政令で定めるものの建設及び管理を行うことを新たに日本道路公団の業務といたしました。

第二に、日本道路公団は、建設大臣の認可を受けて、高架の有料道路の新設または改築と一体として建設することといたしました。

倉庫、店舗その他政令で定める施設を当該道路の新設または改築に伴い取得した土地に建設し、及び管理することといたします。また、委託に基き、これらの施設を建設することができるといたしました。

第三に、これらの業務の運営の適正を期するため、業務を行う場合の基準を政令で定めることとし、公団は、この基準に従つて業務を行わなければならないことといたしました。以上の改正のほか、日本道路公団の事業の実施の円滑をはかるため、不動産登記法及び政令で定めるその他の法令の適用について同公団を同様に取り扱うことといたしました。

以上が、この法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

次に、ただいま議題になりました駐車場法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明いたします。

わが国における自動車の保有台数は、毎年三十万台をこえる増加を示しますが、現在では百六十万台余に達しておりますが、大都市を中心にその中心部にこれらの自動車が増加し、これがため市街地の道路交通は著しく混雑して参り、もはやこれを放置することを許さない状態に立ち至つております。都市内の自動車交通が混雑し、道路交通が円滑を欠くに至りますと、都市における業務機能を低下せしめ、ひいては公

衆の利便を著しく阻害することとなるのであります。

都市内の道路交通の混雑を招来してゐる大きい原因は、道路上に自動車が無秩序に駐車してゐることにより、他の自動車の通行や駐車が阻害されてゐることにあるのであります。大都市においては、従来も一部において自動車駐車場の建設が進められて参つておりましたが、これらのみによつてはとうてい都市の中心部における自動車の駐車場の需要を満すことができない現状であります。政府といたしましては、以上申し述べました現状に対処するため、都市の中心部における自動車の駐車場のための施設の整備に關し総合的施策を講ずることとし、ここに駐車場法案を提出した次第であります。

次に、この法律案の要旨について御説明いたします。まず第一に、駐車場整備地区の制度を設けたこととあります。建設大臣は、商業地域内において自動車交通が混雑する地区について、都市計画法の定める手続によつて、都市計画の施設として駐車場整備地区を指定することができることとし、路上駐車場及び路外駐車場の整備と大規模建築物に対する駐車施設の付置を総合的に行うことといたしましたのであります。

第二に、路上駐車場を設けることができることといたしましたのであります。

都道府県知事は、駐車場整備地区について路上駐車場設置計画を定めて建

設する

する

する

する

する

設大臣の承認を受けるものとし、道路管理者である地方公共団体は、この計画に基いて路上駐車場を設置し、その利用者から駐車料金を徴収することができることとした。また、

第三に、路外駐車場の整備については所要の規定を設けたことである。建設大臣は、駐車場整備地区内の路外駐車場の配置及び規模を都市計画として決定し、地方公共団体はこれに従って路外駐車場の整備に努めなければならないこととした。

また、一定規模以上の路外駐車場の構造及び設備は、政令で定める基準によらなければならないものとし、路外駐車場に駐車する自動車の安全をはかることとした。

次に、一定規模以上の有料の路外駐車場を設置する者は、都道府県知事にその設置及び管理に関する事項について届出を行うものとし、その駐車場の一般公共の用に供するように管理するとともに、寄託された自動車の保管に關する責任を加重して、利用者の利益の保護をはかるようにいたしました。

なお、都道府県知事は、路外駐車場の施設の維持、保全または業務の運営が本法の規定に違反していると認めるときは、その施設または業務の改善命令を発する等の監督のための措置を定め、あわせて利用上危険な施設について供用停止を命ずることができることとした。

第四に、大規模の建築物における駐車施設の付置に關して規定したことであります。地方公共団体は、駐車場整備地区及びその周辺において一定規模以上の大建築物が建築されるに際して、その建築物に駐車のための施設の付置を

義務づける条例を制定することができるとするよういたしました。以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決されるようお願いいたします。

○委員長(中山福藏君) 両案の質疑は次回に譲ります。

○委員長(中山福藏君) 次に、国土調査法の一部を改正する法律案を議題に供します。

○委員(中山福藏君) 次に、国土調査法の一部を改正する法律案を議題に供します。

まず本案の逐条の御説明を政府委員からお願いたします。

○政府委員(植田俊雄君) 国土調査法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法案の内容といたしまして、国土調査法を改正いたしましたと考えております。第一は、国土調査法第一条の目的の改正でございますが、現行法では国土調査の目的は、「国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するため」と規定されておりましたのでござい

ますが、後ほど御説明申し上げますように、改正法律案の第二十条の二及び第三十二条の二におきまして、地籍調査の成果に基き現行法において規定されておりました土地台帳の訂正をいたすのみならず、さらに不動産登記簿の訂正をも行い得るよういたしましたことを考えますので、これに應じて第一条の目的の中にこの趣旨を明確にするため、「あわせて地籍の明確化を図る」ことを加えたいと考えております。

第二は、第二条の定義の改正でございます。これも後ほど御説明申し上げますように、本改正法律案の第六条の二及び第六条の三におきまして、特に

二及び第六条の三におきまして、特にすみやかに地籍調査を行う必要があると認められる地域について、国及び都道府県が定めました計画に基いて実施することとしたと考慮しております。

第三は、地籍調査に關する計画の設定と実施に關するものでございす。すなわち先般の提案理由の説明のうちにもございしたように、地籍調査の重要性にかんがみまして、特にすみやかに地籍調査を実施する必要があると

考えられます地域について、計画的にかつ重点的に調査を実施いたしますために、本改正法律案の第六條の二において、まず内閣総理大臣が地籍調査に關する特定計画を設定することとしたのでございす。この特定計画は長期計画として考えておりますが、都道府県と協議し、かつ国土総合開発審議会の調査、審議を経ました上で、重点的に調査を実施すべき地域、事業量及び期間を定めたいと考えておるのでございす。次に第六條の三におきましては、まず都道府県が、ただいま申し述べました特定計画に基きまして都道府県計画を定めることとしたのでございす。この計画は都道府県の長期計画といたしまして、都道府県の実情に即して県内の地域について優先順位を定め、年度別に実施すべき地域及び事業量等を定めたいと考えておる次第でございす。次に、都道府県計画

に基いて毎年度地籍調査の事業計画を立てることとしたと考慮しております。すなわち、この事業計画におきまして、都道府県の毎年度の具体的な実施が決定せられるわけでございます。この計画の設定に當りましては、実施すべき者となる市町村その他土地改良区等と協議し、さらに、あらかじめ内閣総理大臣の承認を求めようとしておる次第でございます。次に内閣総理大臣は、毎年度の予算の金額の範囲をこえて国が負担することとなるような計画の承認を与え得ない旨を規定いたしております。以上の方法によりまして、毎年度の事業計画が決定いたしますと、都道府県知事はこれを公示することにいたしております。次に、第六條の四におきまして、事業計画により、定められたところにより地方公共団体、土地改良区等は調査を実施する義務を負うこととしたのでございす。

第四は、先ほど御説明申し上げました第六條の四の規定に基き地籍調査の実施に要する経費の負担についての規定でございます。市町村または土地改良区等が実施する場合には、都道府県が地籍調査に要する経費の六分の五を負担することとし、そのうち八分の一を国が負担することとしたのでございす。次に、都道府県が実施する場合には、地籍調査に要する経費の三分の二を国が負担することとしたのでございす。従いまして、国は地籍調査に要する経費については、いずれの場合も三分の二を負担し、都道府県はみづから地籍調査を実施いたします場合は三分の一、市町村等が実施いたします場合は、都道府県及び市町村等はそれぞれ

六分の一を負担することとなるのでございす。第五は、成果の取扱いに關する規定でございます。すなわち現行法第二十条第二項の規定によりまして、地籍調査の成果が登記所に送付されまして、登記所はその成果に基きまして土地台帳を訂正するのでございす。土地台帳が訂正されました結果不動産登記簿と符合しなくなると、そのままだは不動産登記法第四十九条の二の規定によりまして、自後の登記が行い得ないことになっておるのでございす。地籍調査を実施いたしますと、土地台帳における土地の表示はほとんど全部と申してよいほど変更されることになり

ますので、これに應じて不動産登記簿の方も訂正しなければなりません。これを個々の所有者に登記せしめることはきわめて困難であり、また登記所としましては、一々個々の所有者の申請を待つて訂正することは、事務能率から申しましてはなほ非能率なこととございすので、これを一括登記所において職権で変更登記をすることに不動産登記法の特例を規定したのでございす。

第六は、本改正法律案第二十三条の二の規定でございます。これは国の機関またはこれに準ずる者が国有地すなわち土地台帳法第四十条の規定に基き、土地台帳の適用を受けない土地について地籍調査に類する調査または測量を行う場合におきまして、その調査または測量の成果がなるべく地籍調査と同等の効果を上げるようにし、また地籍調査と重複を避けるために、内閣総理大臣が必要な勧告をいたすこと

れ六分の一を負担することとなるのでございす。

第五は、成果の取扱いに關する規定でございます。すなわち現行法第二十条第二項の規定によりまして、地籍調査の成果が登記所に送付されまして、登記所はその成果に基きまして土地台帳を訂正するのでございす。土地台帳が訂正されました結果不動産登記簿と符合しなくなると、そのままだは不動産登記法第四十九条の二の規定によりまして、自後の登記が行い得ないことになっておるのでございす。地籍調査を実施いたしますと、土地台帳における土地の表示はほとんど全部と申してよいほど変更されることになり

ますので、これに應じて不動産登記簿の方も訂正しなければなりません。これを個々の所有者に登記せしめることはきわめて困難であり、また登記所としましては、一々個々の所有者の申請を待つて訂正することは、事務能率から申しましてはなほ非能率なこととございすので、これを一括登記所において職権で変更登記をすることに不動産登記法の特例を規定したのでございす。

第六は、本改正法律案第二十三条の二の規定でございます。これは国の機関またはこれに準ずる者が国有地すなわち土地台帳法第四十条の規定に基き、土地台帳の適用を受けない土地について地籍調査に類する調査または測量を行う場合におきまして、その調査または測量の成果がなるべく地籍調査と同等の効果を上げるようにし、また地籍調査と重複を避けるために、内閣総理大臣が必要な勧告をいたすこと

ができるより規定したものでございませぬ。

第七は本改正法案第三十二条の二の規定でございますが、これも前に御説明申し上げました本改正法案第二十条の二とともに不動産登記法の特例でございまして、すなわち本改正法案第三十二条の規定により合筆があつたものとしての調査をする必要がある際に、相続による登記が未了のため土地台帳を訂正することができず、従つて現状に即した調査ができない場合が生じてくるのでございませぬが、これを当該土地の所有権の登記名義人またはその相続人に登記せしめることはなかなか大へなことではございませぬし、地籍調査をより正確なものとしたしますために、地籍調査を実施する者が本人にかつて登記できるように規定したものでございませぬ。

なお付則の第三項について御説明申し上げますと、これはただいま申し上げました本改正法案第三十二条の二第一項の規定による代位登記をいたす場合におきまして、現行の規定では地籍調査を行うために土地所有者が登録税を納付せねばならなくなる結果、なかなか土地所有者の同意が得られず、そのため地籍調査の完全な実施が阻害される場合が少なくありませんので、土地所有者が納付すべき登録税を免除するよう登録税法の一部を改正する規定でございます。

以上本改正法案の内容を御説明申し上げます。次ぎに御質問でございます。

○委員長(中山福蔵君) それでは御質問のおありの方は順次御発言を願ひます。

○田中一君 どうもこういふめんどうな法律は、植田君が自ら自分自身で書いたものだけを讀んだんじゃわれわれ理解できないんです。資料として出されているものうちどれがどうで、これがどうでと説明しなければならぬからなんです。それで今日は企画庁に対しては質問しませんが、幸い地理調査所から人が見えているようです。それから、関連してその方に質問したいと思ひますが、いかがですか。

○委員長(中山福蔵君) できるだけこの法案に関係のある範囲で……。

○田中一君 全部関係ございませぬ。地理調査所長に御質問しますが、今当委員会が議題になっております国土調査法、これが通つて土地改良区または市町村のほかは調査をするというふうな道が開けることになるわけですが、現在の地理調査所はどういう経緯で今日に至つたか。どういふ仕事を今までやってきたかということについて、総括的な御説明を願ひたいと思ひます。

○説明員(武藤勝彦君) ただいまの御質問にお答え申し上げます。

まず第一に、地理調査所の沿革を申し上げますが、できましたこと、それから前の、地理調査所の前身であります陸地測量部のやつたことにつきまして、それからまた現在大體どんなことをやっておるかというふうなことについて申し上げます。

地理調査所はいかにして発足したかというのを申し上げます。地理調査所は戦前の陸地測量部の仕事を継いで、戦後の情勢に即応しこれを発展せしめたものであります。陸地測量部の五万分の一地形図や三角点、水準点な

どが日本の国土の実態を明らかにし、国土の開発、経済の再建の足がかりを与える基礎資料として、軍が残した数少ない文化的遺産の一つとして考えられていたことは御承知の通りであります。陸軍でやりました数多くの仕事がありましたが、それらについて私たちが何一つ現在残っているのを知りません。ただ私の方に残つておりますこの測量の結果の三角点とか水準点、あるいは地図というものが唯一の文化的遺産ではないかと考えておる次第でございませぬ。しかしながら、戦前地図を作るといふことは、その目的が軍事的なことに向けられておりましたので、五万分の一地形図を中核といたしまして、比較的小さい縮尺の地図に測量が限定されておりました。で、各種の建設事業に伴つて今日われわれが必要としていく大きなスケールの詳細な測量にはほとんど手を着けておりません。またその技術は全く外部に対して閉ざされておりましたのでございませぬ。ですから、前には陸地測量部がどんな方法でどんな精密さでどうしてやってきたかということ、外部の人にはほとんど知れないのでございませぬ。そうは申しませんが、その技術は実際には非常にすぐれております。またそれをやっておりました技術者たちは非常に良心的でありましたので、その結果は五万分の一図だけではなくて、地盤の変動、たとへば地盤等が起りますと、前に測量のやつてあつた地域を再び測量して見ると、そうしますと、三角点や水準点が動いておることがわかりますが、こういうことは非常に精密な結果を出しておりまして、これは世界的に非常に高く買われているのでございませぬ。一

九五年に私がブラッセルの国際測量学会に出席しましたときに、特に水準測量の委員長が、日本はこういふふうな地盤の変動調査に対して非常に貢献をされている。これは世界の国でほかの国に見られないことであつて、われわれは測量の結果からこういふことが得られることは非常にうれしいことである。これは日本の調査所に深甚の敬意を表するといふことを言われました。そのくらいに各固から認められているのであります。これと申しますのも、測量部が正直なりつぱな仕事をやっておつた結果であると私たちは考へております。

このようにわれわれが受け継いだ遺産はどんなものであるかと申し上げますと、三角点が三万八千五百七十八点、内訳が一等が九百三十五点、二等が五千三百四十四点、三等が三万二千六百九十九点、水準点が九千七百九十七点、こういう結果になっております。五万分の一地形図は千二百六十三面でございます。それから二万五千分の一地形図が、戦前できましたのが千四百七十七面、二万五千分の一、これは編算図でございますが、五万分の一から編算した地図でございますが、この地勢図がただの百二十面でございます。このうち五万分の一地形図と二万五千分の一地勢図は国土の全域をおおつておりました。二万五千分の一地形図は、たとへば師団の所在地とかあるいはその周辺など、軍事的に重要な地点に限られておつたようでございます。二万五千分の一地形図は要路地帯と三大都市に限られておりました。経済開発を主眼とする今日から見ますと地区の選定は必ずしも

も適當ではないのであります。また五万分の一の図にいたしまして、昭和の初めから外地の測量に重点をおいたため、満州事変の勃発以来ほとんど内地の仕事は認められませんでした。これらの結果従つて内地の地図は経年変化の修正はほとんど実施されておらなかったものでございませぬ。同様にまた河川改良やそれから排水計画の基礎資料として一ミリメートルまでの正確さで地面の高さを定めていくような精密な水準測量も、国道に沿つた所だけで、今日われわれが必要とするような山の中というふうなところまではどういふ選んではおらなかつたのでございませぬ。

これが大體測量部でやっております仕事の概要でございますが、次に戦後に地理調査所はどんなことをやっておつたかということをお申し上げます。地理調査所は終戦直後、八月三十一日に廃庁、九月一日にすぐ発足したのでございませぬが、終戦というふうなごたごたのときに、出発しましたので、最初の仕事は現在のうちに整つた形にはなつておらないのであります。それですが、まず第一に私どもの着手いたしましたことは、戦時中に秘密として発行をとりだされておりました地図の再発行で、一般に対しての発行でございます。この事業は昭和二十三年から二十四年ころまでに一段落を遂げておりました。しかしその内容は戦前のままで別に修正は加えてはございませぬのであります。また中には二万五千分の一図のよう

に原版が戦災で失われたものがありまして、これは大へん惜しいことではございませぬが、疎開の途中新宿駅へ搬出しておりましたものを爆撃のために焼



はかつた備でございまして、最近グラフィメーターと申しまして、ごく狭い範囲を非常に精密に重力をはかる機械がアメリカにたくさんできております。これは石油の探鉱によく使われる機械でございまして、広い範囲に使うことは不適當でございまして、狭い所は非常に精密にはかれます。たとえばミリガル、これは重力の単位でございまして、センチメートルの千分の一とミリの百分の一程度まで精密にはかれるものでございまして、それで、ビューロー・オブ・スタンダードの原点とそれから海岸及び測地測量局の原点とをないでみたところが、どうも海岸及び測地測量局のやった原点の間に何ミリガルぐらいかの違いがあるというところが推定されておったのであります。ところで私の方から持っていました重力振子でビューロー・オブ・スタンダードで測定しましたら、海岸及び測地測量局でぜひ自分の方もはかつてこれということ、海岸測量局に持つて行つてはかりましたところが、その差がびしゃつと出たのであります。従来重力振子でこの程度の違いがわかるというものはほとんどなかったものであります。普通重力振子の精度は、プラス・マイナスの三ミリガル程度が今まで限度とされておりました。それが百分の一あるいは十分の一程度まで明らかになったというので、非常に驚いている次第でございまして。去年の秋にパリの国際測地学連合の重力分科会の集りがございました。私の方から測地部長の奥田技官が参つたのでございますが、その席上でも日本の器械が非常にいいということをケン

リッヅ大学のブラウソという教授、それからアメリカのライスという技師、そういう人たちが非常に賞賛されました。それで、そのときにぜひ、この会長はフランスのルジェーという人がやつておりますが、ルジェーがぜひとも今度日本が南極に行くなら、日本の行く南極地域には重力の測定が一つもないから、日本の器械を持つて行つてやつてくれないうことを希望されたのでございまして。しかしながらこれに對しまして、アメリカとイギリスの連中は、ああいうふうなりつぱな器械は、南極のような所を持つて行つて、ぶちこわしてもしたら大へんなことになるから、これは考えなければいけないというのを申し入れたのであります。そうしたら、それは必ずしもあの器械でやつてくれという意味ではないのであつて、まあ日本のようなすぐれた技術を持つていけるものがある、そういうところのものを何でもいから一つ出してくれないうか。これはリッソンドではない、ウイッシュであるということも申ししたのでございまして。それで、また最近重力の中央局から私の方へ、日本でもつてペイルト、それから蒙州の南の方の重力の測定をやつてくれないうかというのを申し込んでございまして。これはどうも金のかかることで、われわれの日本の金を使つて、そういうところまでやれるかどうか、私まだよくわかりませんが、とにかくそのくらいに重く見られてい

るものでございまして。それから南極へ行く途中に、シンガポールとそれからケプタウンはぜひ日本の器械でしかつてほしい、これは地球の形をきめるために地球上の各種の重力を調べる必要がある。精密な測定が欠けているので、その器械によつて補足してくれというのを要望されております。果してわれわれの重力班が今度の南極探險に参加できるかどうか、はつきりきまつておりませんが、行ける場合にはぜひ実施したいと思つておる次第でございまして。そこで今国際測地学会のことを申しましたが、これは従来測量會議のありましたが、これは測量部長あるいは所長が出席しておたのでございまして、今年九月にカナダのトロントでこの總會があることになっておるのでございまして、私たちは去年あたりからもうすでにそれに参加するために予算を出して、くれというのを実はお願いしておたのでございまして、どういふ行き違ひでありますか、ことし本省の會計課長が申しますには、ことしは旅費がないということをおし渡されたのでございまして。これは私としては非常に遺憾なことでありまして。私個人が行くとか行かないとかいふ問題ではなくて、日本の測量界における地位というものは世界的に非常に認められておるのでございまして、日本から行かないとすると、これはどういふわけであるかという疑問をおそらく持つたろうかと思ひます。これは何としても日本の文化のために惜しいことで、何とか行けるようにいたしたいと努力しておる次第でございまして。

だいぶ話が横道にそれてしまいましたが、次に土地利用の高度化をはかるための手段として、まず第一段階として、現在の土地利用の形態を確認し、次いでそれが果して最も合理的に利用されているかいかを判断する基準として、土地あるいは地形の実態を把握しなければなりません。この趣旨に沿つた事業として当所が実施しておりますのは、建設省計画局と共同いたしまして、兵庫の二分の一の補助によつて、各府県が実施しておる土地利用調査であります。これはすでに数カ年やつておりました。全部では二百四十三箇葉を完了しております。これは県で計画して、そして監督をやつておるのでございまして。これは本来こういふふうな仕事は各国とも測量部そのものが受け持つておる仕事でございまして、私たちがこれについては大蔵省に初め強く私の方で直接やれるようにお願いしたのでございまして、どういふわけか、予算をつけてもらへませんが、現在のようになつて、はなはだ不明瞭な形では進行しておるのでございまして。しかし、このできました結果は、非常にすぐれておりました。たとえば一昨年でしたか、イギリスのスタンブ、これは地理学者として世界的な男でございまして、来ましたときに、日本のできております土地利用図を見て、非常に賞賛をして、これはイギリスでやつておるものよりも非常にりつぱにできておる、おせじかもしれないませんが、非常にほめていたいたわけでございます。

次に土地の持つておる潜在力の調査は、日本では従来実施されていなかったのであります。従つてその方法論も確立しては言えないものであります。調査所では昭和三十年以来国土調査事業の基本調査として土地分類調査の実施を経済企画庁から委託され、また独自の見解に基いて、最も利用度の高い平野地帯の構造を明らかにするため沖積地調査を細々ながら実施しておるのであります。で、この沖積地の調査は、たとえば地盤のありましたよりなときに、同じような土地にありながら非常に破壊度の高い所がありますし、またそうでない所もあるという場合で、上から見たのではほとんど同じように見えていて、実際の被害の程度が非常に違つておるのであります。こういうふうな所は、おそらく下に何らかの違ひがあるであろうということをお考えまして、これは一応沖積地帯についても少し調査しておいた方がよからうという考えがありましたので、これは企画庁の仕事と関連しまして、これをやつておた次第でござい

ます。次に湖沼等の内陸水面の調査でございまして、これは干拓等農地造成、それから淡水漁業資源の確保等のために役に立つものであると、また山間部にあります湖沼であります、また山間部の利用ということもこれは大切なことだと思ひますので、この調査を始めただと申しますが、これは数年予算を提出して、いつも削られてしまつて通らない仕事の一つでござい



器械でございますが、これは測量部が古かつたものですから、その当時買った器械は今でも完全に使っておりますが、非常に古くなつてゐるのでございます。しかしながら諸國を回つてみまして、私の方で使つてゐるような古い器械を使つて測量をしてゐるところは私の見た限りではございませんでした。大がいに測量博物館のようなところに陳列してあるような器械、それを現在われわれは使つてゐるのであります。しかしこれにつきては、大蔵省でも非常に御理解をいただいておりますが、最近逐次、毎年わずかずつであります。これを交換するようにして下すつておられます。

それから測量技術の点につきては、測図にしましても、あるいは三角測量、水準測量等にいたしまして、これは外国にほとんど劣らないばかりか、その技術そのものは非常に進んでおると思つております。ただ私たちが現在最も困つておりますのは、地図をかく、清書する作業でございます。これは各国とも困つてゐるようでありまして、これはいかにエレクトロニックスが発達しても、機械的に自動的にできるようなことはまずおそらくないのぢやないかと思つてゐます。これはどうして人の手によつてかかれなければならぬ、たとえば山の等高線のようなものは一つ一つみな違つておるのでございまして、これを統一してかくなんといふようなことはとうていできないことでありまして、従つてこれはいかに早く、しかもきれいにやり上げるかといふことは、私たちの目下負わされてゐる大きな課題の一つでございまして、これにつきては、最近特にスイ

スあたりで非常に発達して参りましたのは、合成樹脂の面にフィルムを塗りまして、その上へとつた地図を焼きつけて、そうしてその上をのみでもつて削つていく方法がありますが、スクラップと申しておりますが、この方法によりまして、測図初歩の人、大して練習しない人でもきれいな線が出て、そうしてりつぱな地図ができるのでございます。で、これを取り入れたらどうかというので、目下これは試験中でございます。おそらく近い将来において私の方の地図の作製は、製図はほとんどこのスクラップに交つていくのぢやないかと思はれるのであります。

それからさつき光波の速度でもつて長さははかるというのを申し上げましたが、日本におきましては非常に面積が狭いものですから、長い基線、たとえば私の方で使つておられますものは四キロから六キロ程度の長さでございますが、これを直線上にそれだけ求めるといふことは、近ごろでは非常に困難になつてきております。たとえば東京の近所の相模野にも、これは日本の一番古い基線がございます。しかしながら今はその中間を小田急が通り、またアメリカの駐留軍の兵舎等、いろいろな工場などができておることはできないような状態になつておるのであります。それでどうしてもテープではまづのまづ、光速度を利用する機械のようなものを使われない以上、たとえば地震のあつたときに長さがどう変化してきたかといふようなことを調査するのにも、従来のようなやり方ではとうていできないのぢやないかと考えて

おります。現在スエーデンで作つておりますジオデメーターというものがございまして、これを昨年一台買ひまして試験しておるのでございますが、これはまだ試験の時期中でありまして、実際にはかりました四キロメートルの基線と比較してみましたので、まだ一センチ程度の違いが認められる、これがびつたり合ふようでない。と実際には使えないのぢやないかといふので、庁内でもつてその誤差のくる原因がどこにあるかといふことを鋭意研究しております。これらにつきては、近い将来におそらく三角測量は、極端なことを申しますと、もうセオドライトを使わないで、緯緯儀を使わないで、おそらく光りでもつてきめてしまふといふような日がくるのぢやないかと実はわれわれは夢みておる次第でございます。そうしてこゝろよりよりな、測量に關するいろいろ新しい事柄は、さつき申しました国際測地学会、ことしトロントにありますが、そのうちで持ち寄りまして、討論して發達をはかつておる次第でございます。

そのほか申し落しましたが、国際測地学会の使命としては、その國でやつた仕事を報告して、それから今申した技術の点と、それから国際的に協力する、たとえば重力とか磁気とかのよりに国際的にはからなければいけません。それからいかにやうなものの仕事を、これかといふやうなことの相談をするのでございまして、そういうところにおいて、行くたびに新しい方法ができておりました。近ごろでは三角測量

のかわりに三辺測量という言葉がすでにでき上つておる次第でございます。概略以上で測量部以来の仕事の由來、また地理調査所をやつて参りましたこと、これからやりたいことのきわめてかいつまんだお話を……。

○田中一君　そういうことは質問したときに答えてください。

予算を見ますと、大体測地基準点復旧に必要な経費、基準点測量に必要な経費、これは経済企画庁から依頼してあるのですか。それとも自発的に建設大臣がこれを命令するものですか。

○政府委員(植田俊雄君)　基準点の測量につきては、経済企画庁に予算を計上いたしまして、それを基準調査所に委任支出いたしております。

○田中一君　そうしますと、そのほか、単に建設大臣の命令で行ふ事業のみならず、他の部局からもいろいろ依頼、委託があると思つてゐます。そういうものを一切国土調査に關する経費は企画庁で予算を計上して分けておるのですか。それともあなたの方は国土調査法に基く事業だけを依頼しておるわけですか。

○政府委員(植田俊雄君)　経済企画庁から委任支出しておりますのは、国土調査法に基くものだけでありまして、先ほどの基準点、そのほか土地分類調査につきては委託いたしております。

○田中一君　所長に伺いますが、ほかの役所からは測量の依頼はございせんか。

○説明員(武藤勝彦君)　御質問にお答えいたします。私の方で委託されております大きな仕事は、自衛隊からの二万五千分の一図がございまして、これは今

年度約九十枚、北海道の札幌よりもつと北の方、それから帯広付近、その付近にわたつて約九十枚、それから企画庁の四等三角、北海道開発庁からたぶんまだ確定はしてないようでございますが、五、六枚の二万五千分の一の地図の委託があると思つてゐます。これは非常に実は誤解を招く問題なんのでございまして、私の方は自分の仕事をやるのに実は手が足りないののでございまして、二万五千分の一とか、四等三角といふのは私の方独自の計画として持つておるのでございます。しかしながら予算を提出しますときに、私の方からも出すのでございまして、いつも私のものは削られますが、いつもこれは企画庁のやつは法律でございまして、これは初めから明らかでございまして、これは初めから明らかでございまして、私の方では企画庁の分は載せないののでございまして、たとえば九州の炭鉱地帯のような所はしつちゅうり地盤が非常に大きく交つてきておられます。そういう所も的確に調査もし、また地図を修正するためにはかなりの範囲にわたつて四等三角を置かなければならない。しかしながらそういうふうなものを出しても、今までほとんど予算のついたことはございせん。結局私ども帳面すらから見ますと、私どもの予算、四等に關する限りは企画庁の……。

○田中一君　あなたに申し上げたいのですが、質問に答えていただきたいのです。あなたの意見は先ほど述べたべになつたので、また最後に伺つたときにお述べになればいいので、質問だけに答えていただきたい。

○説明員(武藤勝彦君)　それならばかには、たとえば自衛隊とそれから企画庁との委託等があります。

○田中一君 今定員としては一ぱいなんだ、仕事としては今持っている仕事で従事する者は一ぱいなんだけれど、頼まれたんだというふうな御発言があったように思いますが、実際の測量に従事している人たちは現在何人いるのですか。

○説明員(武藤勝彦君) 私の方の定員は六百名でございます、そのうち事務関係の人たちが約二百名くらいだと思いますが、百五十八名でございます、事務関係の人が百五十八名ばかりおります。あとは主として技術屋でございます。これには印刷の方も入っております。それから、測量に従事しているのは製図部で百五十名程度、それから測地部でやはり百五十名程度であろうと思っております。

○田中一君 経済企画庁から依頼されている仕事は、当然今の定員の方々が仕事をするようになっていられるので、自衛隊その他から依頼されている仕事はだれがするのでですか。

○説明員(武藤勝彦君) それをする人でございませうか。つまり自衛隊の仕事は大部分が測図部の仕事でございませう。つまり地形測量をやる人たち……

○田中一君 定員法の定員が六百名ある。そのうち本年度に計上されている予算の事業を執行には六百名でも重いくらいだという発言がございませうから、あたりに思うのです。そうしますと、ほかから依頼される受託事業というものはだれがやっておるのですか。

○説明員(武藤勝彦君) 実は私の方の提出しますときの計画では、私の方の人間をフルに使えようという計画を出しております。しかしながらその予算の大部分はもらっております。現在で

はうちの方の人たちの大部分が自衛隊及び企画庁の仕事をやっているという結果になっております。ですから見たところではうちの方には仕事がなく、委託事業だけをやっていられるというふうに見えておると思っております。

○田中一君 定員法の定員が六百名おいて、正規の、自分の意思で測量したという希望の事業には人間が余る、こういうのですか。そうして企画庁並びに自衛隊から頼まれていられる事業の分より、やうやく六百名が仕事にありついているのだ、こういうのですか。

○説明員(武藤勝彦君) 何と申しますか、つまり自衛隊でやっております仕事も、それから企画庁でやっております仕事も、私の方の長い計画に実は載っている仕事なのでございませう。それのうちの方の予算でなく、自衛隊及び企画庁の予算でもってやっておりますという形に表向きはなっておりますのでございませう。

○田中一君 ですから、企画庁の分は三十二年度予算に計上してあるのですから、当然これは地理調査所がすべき仕事なんです。所長が自分の趣味ではないでしようけれども、あれもしたくない、これをしたくないのはあなたの御意見であって、地理調査所は国の要請にのっとってどんな仕事でもしななければならない、すべしものである、従って六百名の定員とすべきものの仕事の量というものは、現在三十二年度の予算で一ぱいなのかと聞いておるのです。

○説明員(武藤勝彦君) 私の方の人間、つまり技術者でもってやっております仕事は、実はほとんど自衛隊とそれから企画庁の仕事で精一ぱいなのでございませう。本来のうちのの方の計画と申しますか、それは予算がきておらないのでございませう。

○田中一君 三十二年度にあなたの方でやっております仕事は、六百名の定員で間に合っておりますのかと聞いておるのです。

○説明員(武藤勝彦君) 間に合っております。六百名でなく、ほかに準職員とそれから臨時が……

○田中一君 ですから、それをちゃんとおっしゃっていただきたいのです。

○説明員(武藤勝彦君) 準職員が百三十名、それから臨時が三百名ほどおります。これでも実際には非常に手不足を感じておる次第でございませう。

○田中一君 そり早く言ってくればいいのです。

○説明員(武藤勝彦君) さきに申し上げました根拠原野の仕事が五回葉ばかり、これはまだ確定してはおりませうが、おそれる委託してはおりませう。

○田中一君 そのほかにも、なほ国として当然せなくちゃならぬという、あなたの技術家としての良心から、所長としての、学者としての良心から、あれもしたい、これもしたいという御希望もあると思っておりますが、それは最後にお伺いいたしますが、たとえば、あな

た御存じでないかもしれないけれども、本年度は相当たくさん道路整備の予算が計上されておるのです。ことに高速自動車道といつて自動車ばかりが通るといふ道路の計画も立っているわけなんです。ことに立川辺を起点として名古屋の小牧に行く直線の自動車専用道路の法律も通つておるのです。そうして建設省に四千万の調査費、それから運輸省では五百万の調査費がこれに充てられております。道路局長に聞きますと、本年度は四千五百万、五百万は交通面の運輸省の調査費であつて、建設省に出しております四千万といふのは、主として空中写真によるところの調査をしたと言つておるのです。これはあなたの方に依頼はありませうか。

○説明員(武藤勝彦君) これはすでに私の方に話してきております。もし本省がほんとうに私の方にやらせるつもりなら、これはやらざるを得ないと思つて準備をしております。

○田中一君 やらざるつもりならやらざるを得ない、ではないのです、やる義務があるのです。あなたは何のため

に月給をもらつておるのです。当然しなければならぬのです。私の言つておるのには、ほかにやらせるようならば、なぜこの機関にやらせないのかといつてあなたは文句を言つていいと思つておるのです。従つて、そのために必要な経費も、それから人員も要求すべきなんです。よ、今、現在でも千名以上の職員が、ひろん補助員まで含めて、職員の仕事が多いのだといふことならば、こういう仕事を受けるかどうか、もつと勤務が

苦しくなるのじやないですか。労働が激しくなるのじやないですか。

○説明員(武藤勝彦君) それは当然それだけ労働がふえて参りますから、苦しくなります。

○田中一君 武藤さん、あなたは所長として、余分の仕事をかかえて職員をそんなに苦しめていいと思つておるのですか。

○説明員(武藤勝彦君) これは、今度もしそれを私の方でやることになりましたと、人の面も当然考えていたただかなければならないと私は考えておるのでございませう。

○田中一君 その四千万の金はどういふ形です。たとえば補助員、非常勤労働者を雇う場合に、やはりいろいろうるさい制約を受けておるのでしよ、あなたの方の場合、その場合には四千万という金がどういふ形であつたの方に交付されて、それによつて調査を進めていくのですか。

○説明員(武藤勝彦君) まだ実はそれがきまつておりませうので、実はどういふ形であるかといふことは、私はきりきりしたことは申し上げることはできないのでございませうが、私どもの希望としては、これは、十分人を雇う費用とか、そういうふうなものにも回せるようなものでいたただきたいと思つておるのです。

○田中一君 職員は全然増さないでもいいのですか、それが来ておる。

○説明員(武藤勝彦君) 新しく雇う人は、これは手足になつて働く程度の人で、その基幹になりますものは、うちの方の優秀な技術者を使わなければいけないと思つておる。それは特に下で働く人たちの技術がすぐれていなければいけないほど、その指導者は優秀な者が当らないと思つておる。



○田中一君 まあ旧陸軍の陸地測量部のあの職員を全部引き取ったわけじゃないのでしょ。町にも大分散っていると思うのですが、そういう民間の—あなたは優秀な技術、優秀な技術とおっしゃる、なるほど優秀な技術でしよ、先ほどいろいろ国際会議において日本が相当注目されているようですが、そういう人たちが動員する例がございましたか。そうして、こういう人たちは一定のこれは測量法でもってまわっている資格を持っておるのですか。あなたの優秀な技術家と同じような優秀な技術を持っておるものとわれわれは見ますが、そういう方々を使つて調査をしたことがございますか。

○説明員(武藤勝彦君) 従来はまだ地方の人を使つてやったことはございせん。  
○田中一君 経済企画庁では、相当大なる調査をやるという意図は持つておるのです。本年度は予算が少いからできぬでしょうけれども、その場合には定員増というものは、今の政府の考え方じゃ考えられないのですよ。結局そうすると、労働強化になるわけですね。これではいかぬからということ、残されているものはあなたの旧部下でしよ、きつと町にあるところの測量士という方々、こういう方々を活用するよな意思はないわけですか、今後とも。

○説明員(武藤勝彦君) これは従来とて、そういう人たちが手伝つてくれることを非常に希望しておるのであります、何しろ私の方で使います場合は給料と、それから町の会社でもらつております給料との間に相当な開きがございまして。それで、うちの方で許されるよな給料ではなかなか来てくれません。ただ地方の会社へ委託で仕事を出したならば、これは受けるだろうと思ひます。しかし人だけをつれてくるといふことは非常に困難だと私は考へております。

○田中一君 この予算書にある地図修正測量に必要な経費というものは、これは防衛庁ですか。  
○説明員(武藤勝彦君) これはうち本来のものでございまして、二万五千と五万分の一の修正を主として考へております。  
○田中一君 これは防衛庁から頼まれたものじゃないのですか。  
○説明員(武藤勝彦君) 修正は防衛庁から頼まれておりません。新しい地図を、二万五千を作ることを頼まれております。

○田中一君 そろすると、防衛庁から依頼をされている仕事というものはこの予算面に現れてないわけですね。  
○説明員(武藤勝彦君) 私の方の予算面には現れておりません。  
○田中一君 どのくらいの事業費になる見込みですか。  
○説明員(武藤勝彦君) 三千二十五万五千円になっております、ことしは。

○田中一君 この企画庁から今度依頼してあるのは、測地基準点復旧に必要な経費と、復旧事業と基準点測量事業と両方ですか。  
○政府委員(福田俊雄君) 企画庁から委任支出をいたしておりますものは、地理調査所の予算には計上しておりません。一般会計予算でございまして、委任支出で支出官が地理調査所で

やるわけでありまして。金額は四千二百二十四万円でございます。  
○田中一君 こういうものはどういふ形で支出することになっておるんです。  
○政府委員(福田俊雄君) 経済企画庁の予算を委任支出するわけでございます。して、支出官が地理調査所の方の支出官にかわるわけでございます。  
○田中一君 防衛庁も今と同じような形ですか。  
○説明員(武藤勝彦君) 全く同じでございます。支出員でございます。

○田中一君 ここにあるいま二つの測地基準点復旧事業と基準点測量事業、これは建設大臣からの命令の事業ですか。  
○説明員(武藤勝彦君) さようでございまして。  
○田中一君 もう一ぺん伺いますがね、そろすると今の予算面に現れている事業費、これも、消化するのに現在の人員でもまだ人が足りない、こういう実態なんですか。  
○説明員(武藤勝彦君) 建設省の予算面にある仕事をやるためにはこれは人は余つております。

○田中一君 どのくらい余つていますか。  
○説明員(武藤勝彦君) つまり自衛隊と企画庁の仕事を含めて一ぱいの程度でございます。  
○田中一君 愛知用水公園などはどのくらいあるのですか。半田でやつていると言つたでしよ、あなたさつき。

○説明員(武藤勝彦君) 五千分の一で約十圓葉だと思ひます。  
○田中一君 金額でどのくらいですか。  
○説明員(武藤勝彦君) 試験的にやつたので、約百万円から百五十万円程度、はつきりした数字を現在記憶しておりませんが、その程度ではないかと思ひます。

○田中一君 本年度に依頼を受けるであろうと予想されている事業の金額はどのくらいになりますか、今の防衛庁関係と企画庁関係を除いて。  
○説明員(武藤勝彦君) これから委託を受けるのであろうと考へておるものは、建設省の道路修正が二百五十万円、ほかのものが実はあるのございまして、それから南極観測が三千二百万円程度でございます。

○田中一君 これは全部道路関係ですか。  
○説明員(武藤勝彦君) 三千二百万円は南極観測でございます。道路の方は二百五十万円程度予定しております。  
○田中一君 あなたもさつきお聞きになつたと思いますが、今度国土調査法の一部を改正して、市町村または土地改良区等その他たくさんありますが、こういう団体が調査をやるということになっておるのですが、そういう際に市町村またはその他の方々がやる場合に、あなた方がそれに対して依頼を受けてやつた例はありますか。  
○説明員(武藤勝彦君) 従来依頼を受けた記憶はございません。

○田中一君 そろすると、こういうものが全部測量法に基づく測量士または測量士補というのですか、がやつておるのですか。  
○説明員(武藤勝彦君) そろであらうと私は考へております。

○田中一君 ちよつと話が前にさかのぼるのですが、道路局では今空中測量をしていために四千万円の予算をとつておりました、あなたの方に二百五十万くらいの仕事があるであらうと想像されているのは、どういふ程度の事業なんですか。  
○説明員(武藤勝彦君) 先ほど申し上げましたのは大へん失礼いたしました。今考へられております新しく道を作るための測量ではなくて、全国の二十万分の一の道路図を作る予算でございまして。ですからまだ今考へておりますよな仕事に対しては、どの程度予算をこちらによこすのかということ、今協議中なのでございまして、まだまづつておりません。それからこのほかに御ついでですから、申し上げて差しつかえがあるかどうかわかりませんが、河川局からある程度の仕事をやつてほしいというふうなことを申されております。

○田中一君 そろすると、同じ建設大臣が所管している道路局とか河川局、地理調査所というものでありながら、地理調査所の実態というものを理解し

ているのですから、間違ひはないと思ひますが、そういう方々とあなたの方の測量技術とどのくらい違いがあるのですか、違いはありますか。

○説明員(武藤勝彦君) これは仕事によつて違ひるのでございまして、私の方でやつておりますのは、いわゆる大地の測量、地球を対象にしたよななしかけの測量は、普通はやつておりません。小地測量と申しております。ごく狭い地域の仕事をやつております。そういう仕事に關する限りはどなたがやつてもそり違ひないと思ひます。

○田中一君 ちよつと話が前にさかのぼるのですが、道路局では今空中測量をしていために四千万円の予算をとつておりました、あなたの方に二百五十万くらいの仕事があるであらうと想像されているのは、どういふ程度の事業なんですか。

○説明員(武藤勝彦君) 先ほど申し上げましたのは大へん失礼いたしました。今考へられております新しく道を作るための測量ではなくて、全国の二十万分の一の道路図を作る予算でございまして。ですからまだ今考へておりますよな仕事に対しては、どの程度予算をこちらによこすのかということ、今協議中なのでございまして、まだまづつておりません。それからこのほかに御ついでですから、申し上げて差しつかえがあるかどうかわかりませんが、河川局からある程度の仕事をやつてほしいというふうなことを申されております。

○田中一君 そろすると、同じ建設大臣が所管している道路局とか河川局、地理調査所というものでありながら、地理調査所の実態というものを理解し

ないで、河川局から頼みたいとか、あるいは道路局から頼みたいとかいうことでもって、派生的な依頼でもって同じ建設省の所管内でそういう形の仕事をしておるのですか、今まで。

○説明員(武藤勝彦君) 建設省からは、従来地方建設局等から、たとえば道路とかダムとか、そういうふうな仕事は依頼を受けておりましたが、本省からは従来はございませんでした。本省で実際にそういうふうな地図を作るのが従来あまりなかったのかどうか、私はこれは知りませんが、会議のようなどきに、本省でやるような測量の大部分は私の方にやらしたらどうかということはいしは提案しております。

○委員長(中山福蔵君) この際御報告申し上げることがあります。委員変更の件を御報告申し上げます。本日藤原道子君が辞任され、補欠として木下友敬君が指名されました。

○石井桂君 非常に初歩な質問なんです、が、地積というのは、地球の表面の面積なんですか。それとも水平に正射影された面積なんですか、どっちですか。

○説明員(武藤勝彦君) 普通面積と言っている場合には、下へ投影した面積で言っております。たとえば山のような所でありまして、側面の面積でありまして、山全体の面積を下へ平らに落したときの面積で言っております。

○石井桂君 不動産なんか登記するのも正射影の図面なんですか。  
○説明員(武藤勝彦君) さようでござります。

○石井桂君 そういたしますと、今度の地籍調査というのは、やはり実際の表面の面積でなくて、上から水平に投影された面積をはかるわけですか。

○説明員(武藤勝彦君) 私たちはそういうふうには承知しております。

○石井桂君 そういたしますと、実際に林産物とか、いろいろなものの高さというものは、正射影の面積でなくて、実際に長い広い面積ではえてくるもの、産物だらうと思つていますが、そういう地積だけ傾斜に關係のない地積が出て、国土開発からいつていろいろな資源や何かの調査に正確な数量が出てこないと思うのですが、その辺植田さんのお考えはどうでしょうか。

○政府委員(植田俊雄君) 私も建設省におりましたときに武藤所長からそのお話を承わるときに、なるほどとわかつたのでござります。経済企画庁がやっております地籍調査につきましては、正射影の線をやっております。むしろ十分なことばかりかもしれませんが、やはり立木も垂直になりますから、そういう關係で、その方が正しいんじゃないかと考えております。

○石井桂君 そういたしますと、普通は地図にグラビメーターをあてて、グラビメーターで出てくる答は、結局五万分の一とか三十分の一で精度は違いますけれども、地図でグラビメーターで計算すれば出てくるわけですか。それを所長さんからちよつとお答え願いたい。

○説明員(武藤勝彦君) 正射影の下へ投影しました面積がグラビメーターで出て参ります。

○委員長(中山福蔵君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕

○委員長(中山福蔵君) 速記を始めからいろいろ実情を伺つたのですが、これはむしろ今本委員会にかかつている国土調査法の一部を改正する法律案に關連してお話を伺つておるのであります。現在地理調査所には、大體定員法の定員が六百名、準職員百三十名、補助職員三百名、約千名前後の職員がいるわけですが、そつして三十二年度についている予算の面から見ますと、人間が余るのだ、こつういふのです。三十二年度予算に現われている事業を行うには人間が余るのだ、しかし継続的に防衛庁から約三千万円余の事業を依頼されておる。今度企画庁から、国土調査法の改正によつて本年度四千二百二十四万円の仕事の依頼がある。これでもつてつうやう一ぱいになる。皆、一人の職員も遊ぶことなく仕事ができる。そこで、そのほかに予定されておる事業としては、受託事業としては道路局關係から二百五十万円程度、南極探險隊の關係でもつて三千二百万円程度のものが本年度くる予定だ。そのほかに国土開発縦貫自動車道、これの調査費が四千万円ついておられます。本年度の分として、これはせんだつて道路局長のお話を聞くと、空中測量をしたいのだ、おおむねこれになる、こつういふ話ではないのであります。私は自分で今記憶を思い起してみますと、占領軍から借りた空中写真というやつは、全部地理調査所が所管して複写を何かしてつたのです、当時単行法律を作つて、その法律は全部もう廃法になりましたけれども、こつういふ四千万の支出とい

うものは、空中測量の事業を地理調査所に本年度はやるつもりなんですか。それとも別なところに頼むつもりなんですか。

○政府委員(關盛吉雄君) ただいまお話の道路調査に關する経費の執行につきましての相手方を、どこで空中写真測量をやらすかというお話でござりますが、これはわれわれのところではまだ正式に地理調査所ですらとつておるに相談を決定しておるわけじやございませぬけれども、大體政府全体として大蔵省が地理調査所が現在の機構として、それからまたさらに三十二年度におきまして、空中写真を政府全体の事業といたしまして行つ場合に、地理調査所の機能を使用いたしてやつた方がいいと、こつういふ観点もあつたのでござります。従つて今田中委員の御質問の具体的な実行につきましては、道路局長の希望等もありまして、地理調査所の機械の整備とらみ合せまして、要するに正確にして、かついいものができるといふことを念願としておるわけにござりますので、そつういふ方向で検討すべきものじやなからうか、こつういふ方に考えております。

○田中一君 空中写真の機械を今度道路局が買つたのですか、道路局長が四千万円の費用で買つたのですか。建設省が持つて地理調査所に持たせようというのですか。

○政府委員(關盛吉雄君) 空中写真の機械は地理調査所の予算の中に計上してあるわけにござります。従つて地理

調の事業費の庁費の中に予算計上されております。

○田中一君 たとえば本年度は道路局ばかりでなく、河川局からも頼みたいというふうな意向があると同つておるのですが、建設大臣の所管の中にこの地理調査所というものが日本で唯一の測量機関としてあるのです。しかしこの存在といふものを考えないで、勝手に同じ建設大臣の所管内の各部署から頼むとか頼まないとかいう意思が個々に従来とも出ておるものなんですか。あるいは当然この仕事は、本年度の事業のうちこの部分は地理調査所にさせるのだという前提のもとに予算の計上が見られておるのか。またそれが実際に従来とも建設省が予算を計上する最初、今言つたような考慮をしないので、あとからばらばらにやつておるというふうなこともあつたと思つておるのですが、どつちなんですか。

○政府委員(關盛吉雄君) お話のように地理調査所のいわゆる整備された機能を使ひまして、そして必要とする測量並びに必要とする地図の印刷を行うことは、全く田中委員のお話の通りに計画的にやつておるわけにござります。その間の折衝の過程におきましては、それぞれ話が、事業の執行の主管局との間において現実に予算がきまりましたときに、個々の事業計画の執行は建設省全体としては地理調査所に一元的にやつてもらうという方法で今日まで運用されております。そつういふわけで、だんだんと設備内容も充実して参りましたので、お話のように地理調査所の機能も十分使ひ、こつういふ方向で進んでおります。

○田中一君 そうすると、三十二年度の場合、予算書に計上されている事業と、防衛庁依頼のもの、経済企画庁から依頼されているものでもつてちよろど仕事が一ぱいになる。その他建設本省の各部署から依頼されるもの、あるいは南極探検隊ですか、これの測量などを入れますと、仕事が過重になるという現状だそう。それでむろん防衛庁並びに企画庁のことはあなた御存じないと思いますが、防衛庁から依頼されるというものが、この今日の地理調査所の定員ですね、それは受けるという前提のもとに今日の機構というものがあつた、今まで仕事が多かつた、けれどもだんだん減つてきて、現在では防衛庁並びに経済企画庁の仕事をもらわなければ、人間の首を切る状態にあるのだということが現実にあるわけなんです。そういう点はどうか配慮のもとに地理調査所として十分その点は御理解になつておられるのです。

○政府委員(關盛吉雄君) ただいまの御質問は、なかなか一元的に御説明するのには困難な御質問でございますが、大体この防衛庁の御依頼する測量並びに地図の調製の業務は、その計画に基づきまして国内の特定地域から調製が始つてくるわけでございます。スケールその他におきましても、地理調査所が逐次別途計画的に行われるわけでございますが、最近の地理調査の使命

というものは、そういう計画がなくて、やはり内地並びに北海道全体の地図の調製を計画的に縮尺別の地図を調製していかなければならぬわけでありまして、これはいづれも予算と同時に計画がきまる、こういうことになつておりました。従つて地理調査所といたしましては、その事業の執行におきましては、与えられた予算の範囲内において事業計画を立てる、これが現実の姿でございます。その間におきまして、個々の測量につきましては、地理調査所と防衛庁が、仕事の段取り並びに年度別の計画のうち、当年度執行の部分については、その意見調整をいたしまして、そうして本来の業務執行と支出委任によります事業の執行とのいわゆる調整を行つて今日やつておるわけでございます。ただ事業の予算の性質が防衛支出金でございますので、移しかへ等の方法をとることが困難な性質のものでございますので、その人員のいわゆる所管予算の計上ということが技術的に困難という部分、事業の執行をいたします地理調査所としては困難な要素を含んでおります。そこで今年の三十二年度予算の折衝の場合におきましては、実は防衛庁の行います地図の調製業務の計画性を地理調査所と防衛庁の支出委任業務との調整を、人的面におきまして、そしてこの本来の業務と防衛庁の支出委任業務との調整を、人的面におきまして、そしてこの本来の業務と防衛庁の支出委任業務との調整を、人的面におきまして、そしてこの本来の業務と防衛庁の支出委任業務との調整を、人的面におきまして、

法は困難であるということ、ただいま御指摘にありましたような点が問題として残るわけでございます。これは今後、現実には事業執行面における調整をいたしておりますけれども、できるだけ計画がはつきりいたしまして、それに見合った形で地理調査所の機構といふものについての整備を人員の面からも考えまして、經常的な事務量といふものはどのくらいになるものかといふことから検討すべき問題だと思つております。

○田中一君 そうしますと、今の防衛庁並びに経済企画庁から依頼されている仕事も含んだ人的構成だと、こういうことに理解していいのですか。

○政府委員(關盛吉雄君) これはただいま申しましたように、つまり定められた予算の執行に足る人員のつまり計画を出しておるわけでございますので、従つて地理調査所と防衛庁の仕事との間における調整をした結果が予算上はこのようになつて現われておる。従つて重要なものはあらかじめ協議をいたしまして、そしてでき上つたものが現在の姿でございますので、ただいまのような御意見の通りだと思つております。

○田中一君 いろいろ今度の国土開発縦貫自動車道の調査も、それから河川局から出ようというものも、従来道路局から出ようというものも、一切含んだものであると、予算の計上は切めかから、事業を起案する当初から、これらの建設省の所管の事業のうち測量に関する問題は、一切地理調査所にやらすんだという前提のもとに考慮されておる。このことに理解していいのですか。

○政府委員(關盛吉雄君) そういうふうに御理解していただいてついでに、さつき關盛さんも申されたように、たとえ自衛隊の費用で申しますと、こちらの予算としてつけてくれれば、一番仕事は簡単なのでございまして、防衛分担金等の関係でそれをこちらの方に移せないといつたような点があります。それと人の点につきましても、同様にこれをこちらで雇うことができないならば、向うの職員をこちらへある程度回してやらしてくれたらどうかといふようなことまで申し上げておるのであります。そういうことについては今でも關盛さんたちが交渉を継続していると私は考えております。

○委員長(中山福藏君) どうもこれから国土開発とか高速度の道路とか、いろいろの問題が拡大された状態で現われてきておられますから、今の錯綜した状態では、ことが敏捷に運ばぬというふうな憂いが生ずるのじゃないかというふうにも思ふのですが、これはやはり今年度の予算はすでに計上されておつて、あなた方の職域の範囲、業務の実態といふものも大体把握しておられると思ひますけれども、来年度なんかから相当こういう点は事前に内閣當局と交渉されて、何とか一つ方策を講じてもらわなければ、非常に私は事務が渋滞するのじゃないかと考へるのですが、そういう点はどうか。

○説明員(武藤勝彦君) まことに御意見の通りでございます。今後この点につきましては、十分本省等にも折衝しまして、ことに仕事量の増加すること、これは見え透いておることもござい

○田中一君 武藤さんに伺いますが、今会計課長の答弁をお聞きになりましたね。そうすると先ほどあなたが多量に言明されたことをおっしゃったことも相当解明されたかと思ふのです。あなたの立場と、あなたの方の事業と、これに構成人員等も考慮されて全般的計画を立てておるのだということ。従つて人は決して余つてはおりません、足りないくらいだと思ふのです。結論として、だからそういう点はよくお考えになつて御発言願ふと、部分的なものだけを見るあなたの御答弁を見ておると、誤解があるといけませんから、その点は一つ注意して下さい。

○委員長(中山福藏君) ちょっと武藤さんにお伺いしておきますが、あなたがいられるおっしゃったこと、質疑応答の中いろいろと聞かされると、非常面に、あらゆる面において錯綜して、ある場合においてはその処理に困られる場合が多々あるんじゃないかという気がしますが、何かもう少し筋を立てた方策を打ち出すというふうな考へないですか。

○説明員(武藤勝彦君) 従来とも今御質問のありますような点につきましては、非常に困つておるのでございまして、できるだけこれをすっきりした姿にしたいと思ひました。これは關盛さんと官房長等にも御相談しまして、自衛隊あるいは企画庁等に交渉しても

らつたのでございまして、なかなかこちらで思ふように参らないのでございまして。さつき關盛さんも申されたように、たとえ自衛隊の費用で申しますと、こちらの予算としてつけてくれれば、一番仕事は簡単なのでございまして、防衛分担金等の関係でそれをこちらの方に移せないといつたような点があります。それと人の点につきましても、同様にこれをこちらで雇うことができないならば、向うの職員をこちらへある程度回してやらしてくれたらどうかといふようなことまで申し上げておるのであります。そういうことについては今でも關盛さんたちが交渉を継続していると私は考えております。

○委員長(中山福藏君) どうもこれから国土開発とか高速度の道路とか、いろいろの問題が拡大された状態で現われてきておられますから、今の錯綜した状態では、ことが敏捷に運ばぬというふうな憂いが生ずるのじゃないかというふうにも思ふのですが、これはやはり今年度の予算はすでに計上されておつて、あなた方の職域の範囲、業務の実態といふものも大体把握しておられると思ひますけれども、来年度なんかから相当こういう点は事前に内閣當局と交渉されて、何とか一つ方策を講じてもらわなければ、非常に私は事務が渋滞するのじゃないかと考へるのですが、そういう点はどうか。

○説明員(武藤勝彦君) まことに御意見の通りでございます。今後この点につきましては、十分本省等にも折衝しまして、ことに仕事量の増加すること、これは見え透いておることもござい

